

いわき市医療センター書籍企画、制作及び製本業務委託 仕様書

この仕様書は、いわき市立総合磐城共立病院（平成 30 年 12 月 25 日からは、いわき市医療センターとなる。以下「本院」という。）が委託する「いわき市医療センターに関する書籍企画、制作及び製本業務」の内容を示すものであり、受託者は、この仕様書に基づき、適正に業務を遂行するものとする。なお、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに附随して必要と認められる軽微な業務は、契約の金額内で実施しなければならない。

1 目的

地域の中核病院である「いわき市医療センター」の開院に際し、安全で分かりやすい医療の提供、情報共有による地域連携の推進を目的に、市民向けの医療・健康に関する書籍を作成する。

2 業務の名称

いわき市医療センター書籍企画、制作及び製本業務委託

3 業務の期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

4 書籍の内容

本院の医療スタッフ（医師、看護師、コメディカル等）が、市民の健康を願いながら、安心して治療を受けていただけるように、次の項目について、原稿を執筆する。

これを書籍化して、本院の医療について広く情報発信していく。

- ・発刊に寄せて（市長、病院事業管理者、院長）
- ・地域の中核病院として（医療センターの概要、役割・機能、運営方針）
- ・診療等の紹介コーナー（各診療科の担当医等が疾病や治療方法等について執筆）
内容：5 疾病 5 事業、骨格系疾患、免疫系疾患、感染症、地域医療連携等
- ・病院案内（医療センターの組織、各フロア紹介、配置図・医療機器等）

5 書籍の規格（仕様）

A 5 版 無線綴じ

本文 330 頁程度（巻頭 8 頁はオールカラー、そのほかは 2 色）上質 44.5 キロ

表紙 1 色 Y2 用紙 200 キロ

カバー 4 色（オールカラー） コート 93.5 キロ PP加工

帯紙 4 色（オールカラー） PP加工

6 委託業務の内容

(1) 編集、制作関係の業務

原稿の補正（聞き取りによる追記を含む）、校正・校閲、紙面構成・編集（図版やイラストの紙面構成等）、図表作成、イラスト作成、撮影、装丁、本文デザイン、進行管理等の業務とする。

(補足説明)

- ・ **構成関係**：病院の特色等を踏まえた上で、医療機能・医療の質が伝わりやすくなる誌面構成案を作成する。
- ・ **編集関係**：本院職員が執筆した原稿を、医療系出版物の編集、発行のノウハウに基づき、一般市民に分かりやすい表現となるように補正する（必要に応じて聞き取りによる追記も行う）。編集に当たっては、本院の編集会議に出席すること（編集会議は、1月が2回、その後2回程度の開催を予定している）。
- ・ **デザイン関係**：一般市民が読みたくなるデザイン案を作成する。写真や図表、イラスト等を使い、見やすく分かりやすいようなものとなるように提案する。写真については、医療専門書籍全体のイメージを考慮した肖像物の提案、選択、撮影を行う。また、イラストや図表は、執筆した原稿のイメージに沿って、すべて新たに作成すること（出典元に使用許可を得た上で引用する場合については、この限りではない）。
- ・ **校正、校閲関係**：原稿の誤字・脱字の訂正、不適切な言葉や表現の補正、文体・表記の統一など、適宜修正を行うこと（本院の校正の機会については、2回程度設ける）。

(2) 印刷製本の業務

初校出し、再校出し、色校出し、色調補正、印刷、製本等の業務とする。

なお、ISBNコード及び書籍JANコードの取得サポート等を行うこと。

7 成果品

- (1) 上記5に記載の書籍を2,000部作成し、本院へ2,000部納品する。
- (2) 書籍の内容をパソコン上で閲覧できるよう電子データ化したもの（PDF形式、100MB程度）CD-ROM等の媒体にて添付すること。
- (3) その他本院が指示するもの。

8 著作権

- (1) 本委託業務の成果品に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本院に帰属することとし、本院は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は、本院の許可なく他に複製・公表・貸与・使用して

はならない。

- (2) 撮影物、イラスト等の肖像権・著作権処理など、利害関係の処理を済ませた上で成果品を納品すること。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本院は責任を負わないこととする。

9 納入期限

平成 31 年 3 月 29 日（金）

10 納入場所

いわき市医療センター（平成 30 年 12 月 24 日まではいわき市立総合磐城共立病院）

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

電話番号 0246-26-3151（内線 2412）

11 データの保護

- (1) 画像データを始めとする各種データ類及び貸与品については、別途指示するものを除き、契約終了時まで受託者が善良な管理者の注意義務をもって保管すること。
- (2) (1)に記載のデータ類・貸与品等については、本業務以外の用途に本院の了承なく無断使用してはならない。
- (3) データ及び貸与品等の処分方法は、別途指示する。
- (4) その他データ及び貸与品の保護・管理体制については、万全の措置を講ずること。

12 その他

- (1) 受託者は、本院への信頼や本院の品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 業務遂行にあたって、職員への聞き取り調査、施設への立ち入り調査、写真撮影等を行う場合は、本院の指示のもとで行うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本院の指示に従うこと。
- (4) 業務実施中に疑義が生じた場合は、本院と協議し、その指示を受けること。
- (5) 本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が本院から受領又は閲覧した資料等を含む）は、本院の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。この事業終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、いわき市個人情報保護条例（平成 16 年 6 月 24 日いわき市条例第 19 号）を遵守しなければならない。